

平成 25 年度 第 4 回 都市計画サロン 報告

日時：平成 25 年 12 月 20 日（金）

演題：「福岡の屋台の課題と解決の方向性」

講師：八尋 和郎 氏

公益財団法人 九州経済調査協会

講演内容：

福岡にとって重要な観光資源である屋台について、歴史的背景や利用実態の調査をふまえながら、都市経済に与える影響や公共の役割などをご紹介します。

はじめに、屋台に関する制度として 2013 年 9 月 1 日に施行された「福岡市屋台基本条例」についてご紹介がありました。本条例には「市の責務」「屋台営業者等の責務」「利用者の責務」が掲げられており、「市の責務」が明示されたことは大変意義深いとのこと指摘でした。また、新規に屋台営業が行えるように公募が開始されることになったことも画期的なことです。公募開始により、特に若い世代の営業者が参入することで屋台の種類が豊富になることに期待が高まります。

今でこそ屋台は福岡の名物となっていますが、1970 年代まではどの都市にも存在したとのこと。都市政策の一環で多くの屋台が移転させられることになり、廃業する屋台が増えて次第に消滅していったとのことでした。屋台が営業する場所には、民有地と公共空間がありますが、近年では道路や河川などの公共空間を利用したいというニーズが高まっているそうです。

都市ににぎわいをもたらしてくれる屋台は、存続して欲しいと思う一方で、社会的負担があるのも事実です。屋台営業で最も問題とされるのは衛生上の問題であり、上下水道やトイレの設置が望まれています。負担額が大きいために整備が進まないのが現状とのことでした。

実際のところ屋台の営業は、1 店舗における 1 日の来客数が約 30 名、客単価は約 1,500 円であり、

年間を通してみるとそれなりに収益があるとのこと。屋台営業による税収は年間約 5,800 万円あり、営業場所の占有料と使用料による収入は約 1,000 万円、合計すると約 6,800 万円の収入があるとのことでした。さらに今後、占有にかかる費用を屋台 1 軒につき 32,000 円程度の負担を求めれば年間約 5,200 万円の収入となり、税収と合わせると屋台営業は年間 1 億円の収入を市にもたらすと示されました。行政側はこの収入と引き換えに問題解決のための事業費を増やし、屋台営業が存続できる環境を整備することが望ましいと示唆されました。

最後に、屋台営業にかかる問題を適正に解決して存続させていくほうが、福岡経済にとっては有益であると締めくくられました。

意見交換：

公共空間を民間利用として貸し出す根拠について質問がありました。根拠法は無く特区での試行や社会実験に留まっているものの、市は都市の活性化のために支援しているとのこと回答でした。また、財源確保の点や、貸した場所を管理してもらえる点、屋台営業により防犯に繋がっている点なども利点としてあげられました。

他にも会場から多くの質問が寄せられ、活発な議論が展開されました。

（文責：箕浦永子）



第 4 回都市計画サロン会場風景